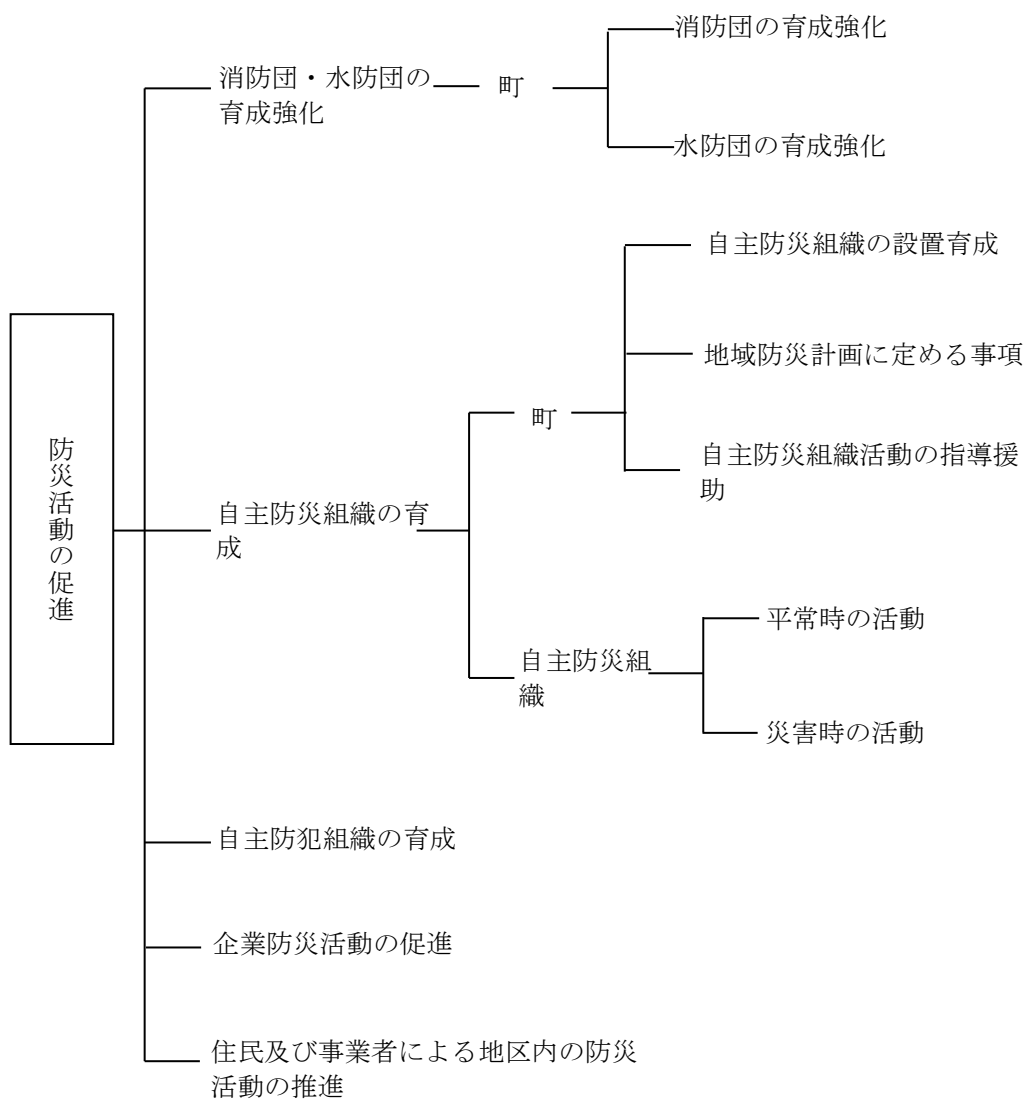


第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動に大きな期待ができる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 町

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団の活性化等その育成強化は町が行う。
- (2) 消防団活性化総合計画を町において策定する。
- (3) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事務所との連携に努める。
- (4) 消防団の施設、装備の充実を推進する。

2 水防団の育成強化

- (1) 消防団をもって水防団の活動を実施し、活性化等その育成強化については町が行う。
- (2) 水防団の拠点となる施設、水防機材の充実を図る。
- (3) 国と協同して、水防団の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、町民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 町

1 自主防災組織の設置育成

災害対策基本法の規定に基づき、町が推進する。

2 地域防災計画に定める事項

自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について町の地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 自主防災組織の意義
- (2) 自主防災組織の規模
- (3) 自主防災組織の育成
- (4) 自主防災組織の編成
- (5) 自主防災組織の防災計画
- (6) 関係団体との協調

3 自主防災組織活動の指導援助

自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

(1) 自主防災組織の設置推進

ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成

(ア) 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位が考えられる。ただし、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。

a 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことができる規模で組織する。

b 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。

(イ) 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

(ウ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。

イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災組織の強化

(ア) 学校、大規模の公共施設等、多数の者が利用する施設を対象とした、防火管理体制の強化を図る。

(イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。

- (ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防隊の育成を図る。
- (2) 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。
- (3) 防災資機材の操作方法の講習等
防災資機材の操作方法の講習会及び応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
- (4) 防災知識の普及啓発
防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。
- (5) 自主防災リーダーの育成
自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 初期消火等の実施
- (3) 救出・救護の実施及び協力
- (4) 避難誘導の実施
- (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 自主防災組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防災組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる業務継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる企業の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市町、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。